10月1日までにお届けします

乳幼児医療証・子ども医療証

乳幼児医療証・子ども医療証をお持ちの方へ、10月1日から有効の医療証をお送りします。

なお、転入・出生等があった方で医療証の申請をしていない場合や、住所・加入保険等に変更があった方で届出をしていない場合は、子育て計画課（区役所4階）または各出張所で手続をしてください。ご不明な点はお問い合わせください。

【問合せ】子育て計画課児童手当・医療助成担当☎5608―6160

子育てをサポートします

保育士と「いっしょに保育」

区では、保育士が直接お宅に伺い、子育てについて気になることや困っていることなどをお聞きする「いっしょに保育」事業を実施しています。詳細は、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。

【対象】区内在住で、生後57日～就学前の子どもを在宅で保育している保護者**【利用日時】**月曜日～金曜日の午前10時～午後3時のうち、原則1日1時間以内（年2回まで）＊祝日・年末年始を除く**【利用料】**無料**【申込み】**申請書を直接または、ファクスで利用希望日の3か月前～7日前に子育て支援総合センター（京島1―35―9―103）☎5630―6351・FAX5630―6352へ＊申請書は、申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可

やさしさが 走るこの街 この道路

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)～30日(日)に、秋の交通安全運動が全国で行われます。「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、▼夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止▼すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底▼飲酒運転の根絶▼二輪車の交通事故防止に重点を置き、運動を展開します。

また、9月30日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

【問合せ】▼土木管理課交通安全担当☎5608―6203▼本所警察署☎3634―0110▼向島警察署☎3616―0110

10月1日から新たに指定します

自転車放置禁止区域

10月1日から新たに、太平四丁目の複合商業施設「オリナス」の周辺を自転車放置禁止区域に指定します。この区域内に放置された自転車は即日撤去の対象となりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】土木管理課交通安全担当☎5608―6203

無料で配布しています

障害者福祉の手引「フレーフレーマイペース」カセットテープ版・デイジー版

「フレーフレーマイペース」は、区内にお住まいで心身に障害がある方への福祉施策や相談窓口等をご紹介するとともに、生活に役立つ情報を掲載している障害者福祉の手引です。現在、視覚に障害がある方へ、この手引のカセットテープ版や音声目録CD―ROM（デイジー版）を無料で配布しています。

【配布場所】障害者福祉課（区役所3階）、各出張所、保健センター、すみだ福祉保健センター（向島3―36―7）**【問合せ】**障害者福祉課庶務担当☎5608―6466

東日本大震災義援金の受付期間を延長します

東日本大震災義援金を、ゆうちょ銀行での口座振替と区の窓口で受け付けています。

この度、今月30日までだった受付期間を、平成25年3月31日まで延長します。

[受付期間]25年3月31日(日)まで **[ゆうちょ銀行振替口座]**00140－8－507・日本赤十字社 東日本大震災義援金 ＊郵便局の窓口での取扱いの場合は、送金手数料が無料となります。**[直接受付窓口]**区民活動推進課（区役所14階）**[問合せ]**区民活動推進課区民活動推進担当☎5608－6202

●**区の窓口でお預かりした義援金の総額**（8月31日現在）

9771万1230円

10月1日からご利用になれます

商工業融資「年末短期運転資金」

東日本大震災等による景気悪化の影響を受けている区内中小企業の資金需要に応えるため、区では、例年行っている「年末短期運転資金」融資あっせんの受付を、昨年同様、前倒しして10月1日から開始します。

なお、手続などの詳細は、お問い合わせください。

【融資限度額】300万円**【利率】**2・0パーセント ＊うち、1・5パーセントは区が補助

【返済期間】1年以内 ＊据置き期間2か月を含む**【受付期間】**10月1日(月)～11月30日(金) ＊土・日曜日、祝日を除く**【申込み】**申込用紙と必要書類を直接、生活経済課融資担当（区役所14階）☎5608―6183へ ＊申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可

有効期限にお気を付けください

墨田区公共施設利用システム「屋外スポーツ施設抽選申込み」の参加資格の更新手続

墨田区公共施設利用システムで、区内在住在勤在学の方が利用できる「屋外スポーツ施設抽選申込み」の参加資格の有効期限は、登録した月の3年後の月末です。抽選申込みを利用している方で、有効期限が近づいている場合は、参加資格の更新手続を行ってください。なお、有効期限は、墨田区公共施設利用システムで確認できます。

【更新手続の場所】屋外体育施設管理事務所錦糸支所（錦糸4―15―1）、屋外体育施設管理事務所（八広6―35―1） ＊受付は午前9時～午後8時 ＊10月中は、平日の午前9時から、スポーツ振興課（区役所11階）でも手続可**【更新手続の方法】**身分証明書（区内在住在勤在学であることが確認できるもの）を持って直接、更新手続の場所へ**【問合せ】**スポーツ振興課スポーツ施設担当☎5608―6588

毎月25日は すみだ 家庭の日

区の世帯と人口（9月1日現在）

＊住民基本台帳による

世帯	13万3200（＋295）
人口	25万1592（＋410）
男	12万5679（＋199）
女	12万5913（＋211）

＊（ ）内は前月比

広告 テレビ・ネット・電話もケーブルで。ご相談は地元の J:COMすみだ まで ☎0120-999-000（9:00～21:00）